

# 個別事項(その1)

歯科用貴金属材料の  
基準材料価格改定について

# 歯科用貴金属材料の基準材料価格改定について

## 1. 背景

- 歯科用貴金属(金銀パラジウム合金等)については、その素材である貴金属が市場価格の変動の影響を受けやすいことから、通常の2年に1度の診療報酬改定に加え、6か月に1度随時改定を実施
- 現行の対応だけでは歯科用貴金属の価格の乱高下に、速やかに対応できないとの指摘を受け、令和2年度から従来の4月、10月の随時改定に加え、7月、1月にも随時改定を行うように見直しを行った。

## 2. 現行の対応

- 2年に1度の診療報酬改定において、市場実勢価格を踏まえ告示価格を決定。
  - 随時改定Ⅰ  
4月、10月において、素材価格の変動幅がその時点の告示価格の±5%を超えた場合に告示価格を改定。(診療報酬改定を除く)
  - 随時改定Ⅱ  
7月、1月において、素材価格の変動幅がその時点の告示価格の±15%を超えた場合に告示価格を改定。
- ※ 頻回な告示価格の改定による医療機関におけるシステム改修等の事務負担に配慮

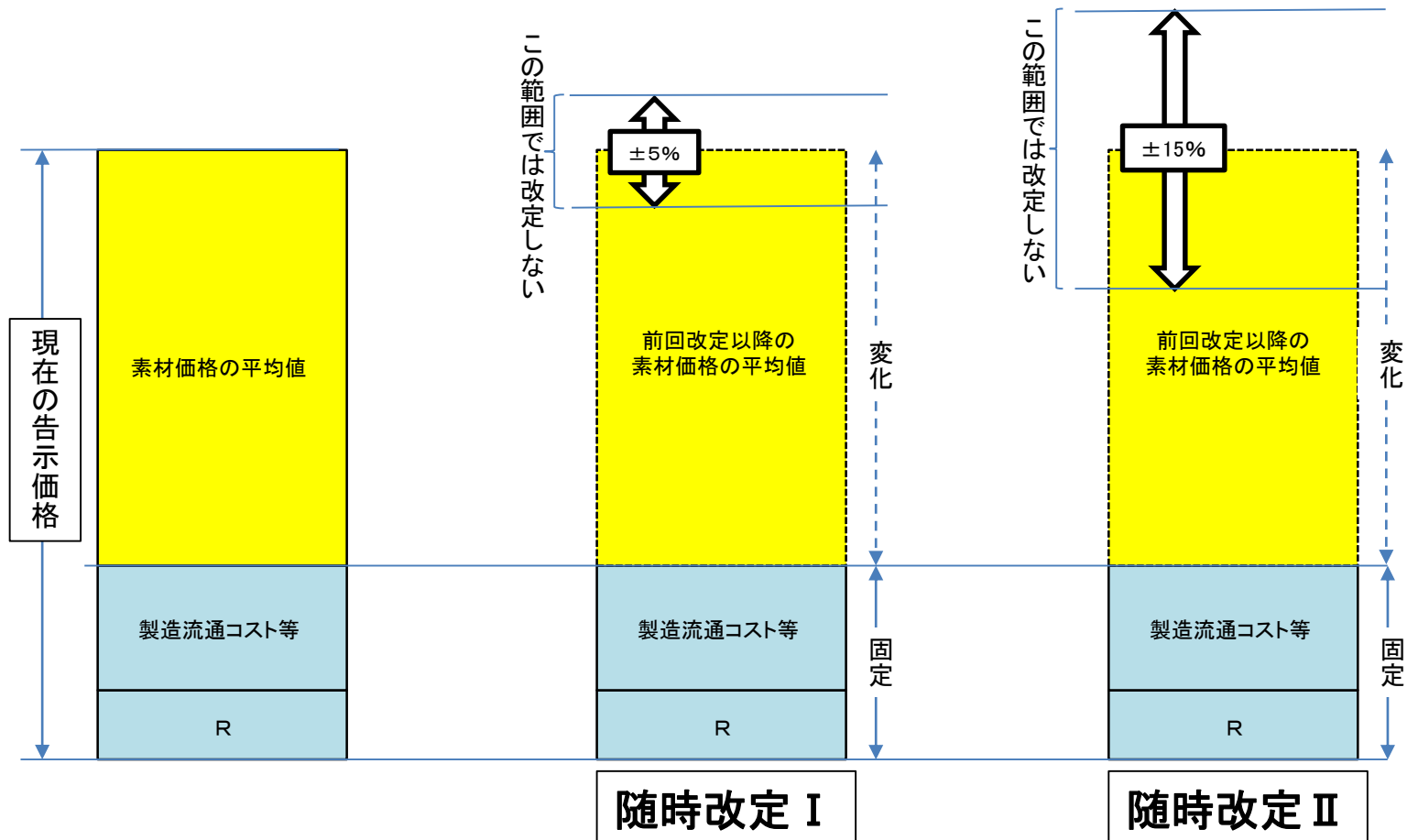
## これまでの歯科用貴金属価格の変動への対応

時期	経緯	改定機会	調整方法
平成12年 3月以前	貴金属を含有する歯科材料(歯科用貴金属)については、金、パラジウム等の素材価格が市場取引価格の影響を受けやすいことから、他の特定保険医療材料とは異なり、一定幅に加えて、特別に時差調整幅(直近10年の実績の1SD(標準偏差)+消費税)を設定し、通常の診療報酬改定において対応。	2年に1回	直近10年実績の1SDを加算
平成12年 4月以降	パラジウム供給量の約6割を占めるロシアにおける情勢不安等により、パラジウム供給量が減少し、素材価格が短期間で急激に高騰していたことを受け、6か月ごとに見直しを行う	6か月に1回 (4月、10月)	変動率 ±10%を上回る場合 改定
平成22年 4月以降	中医協において、変動幅が10%以内であっても、状況によっては、歯科医療機関や患者にとって比較的大きな購入負担や支払負担が続くことがある等の指摘がなされ、歯科用貴金属の素材価格の変動を保険償還価格により反映しやすくするとの観点から、算出した材料価格が前回の告示価格の±5%を超える場合に随時改定を実施。	6か月に1回 (4月、10月)	変動率 ±5%を上回る場合 改定
令和2年 4月以降	現行の6か月に1度の随時改定では歯科用貴金属の価格の乱高下に速やかに対応できないという指摘を踏まえ、診療報酬改定、随時改定の3月後において、試算価格の変動率がその時点の告示価格の±15%を超えた場合に告示価格の改定を実施。	3か月に1回 随時改定Ⅰ 4月、10月 随時改定Ⅱ 7月、1月	随時改定Ⅰ 変動率±5% 随時改定Ⅱ 変動率±15% を上回る場合 改定

# 歯科用貴金属の随時改定 I、随時改定 II について

現在の告示価格に対して  
**±5%**を超えた場合に  
告示価格を改定

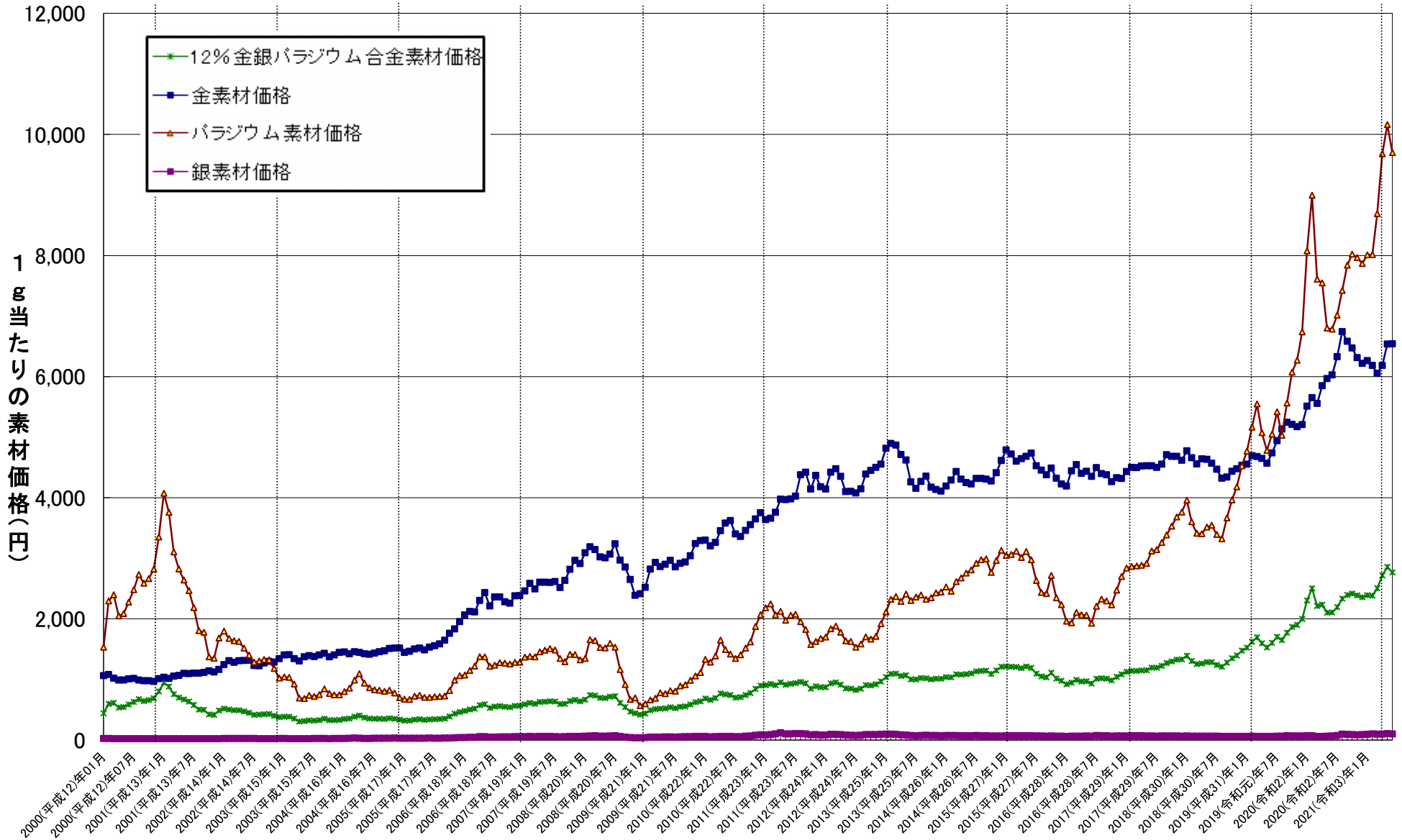
現在の告示価格に対して  
**±15%**を超えた場合に  
告示価格を改定



**4月、10月**に実施  
(診療報酬改定を除く)

**7月、1月**に実施

# 歯科用貴金属素材価格の変動推移

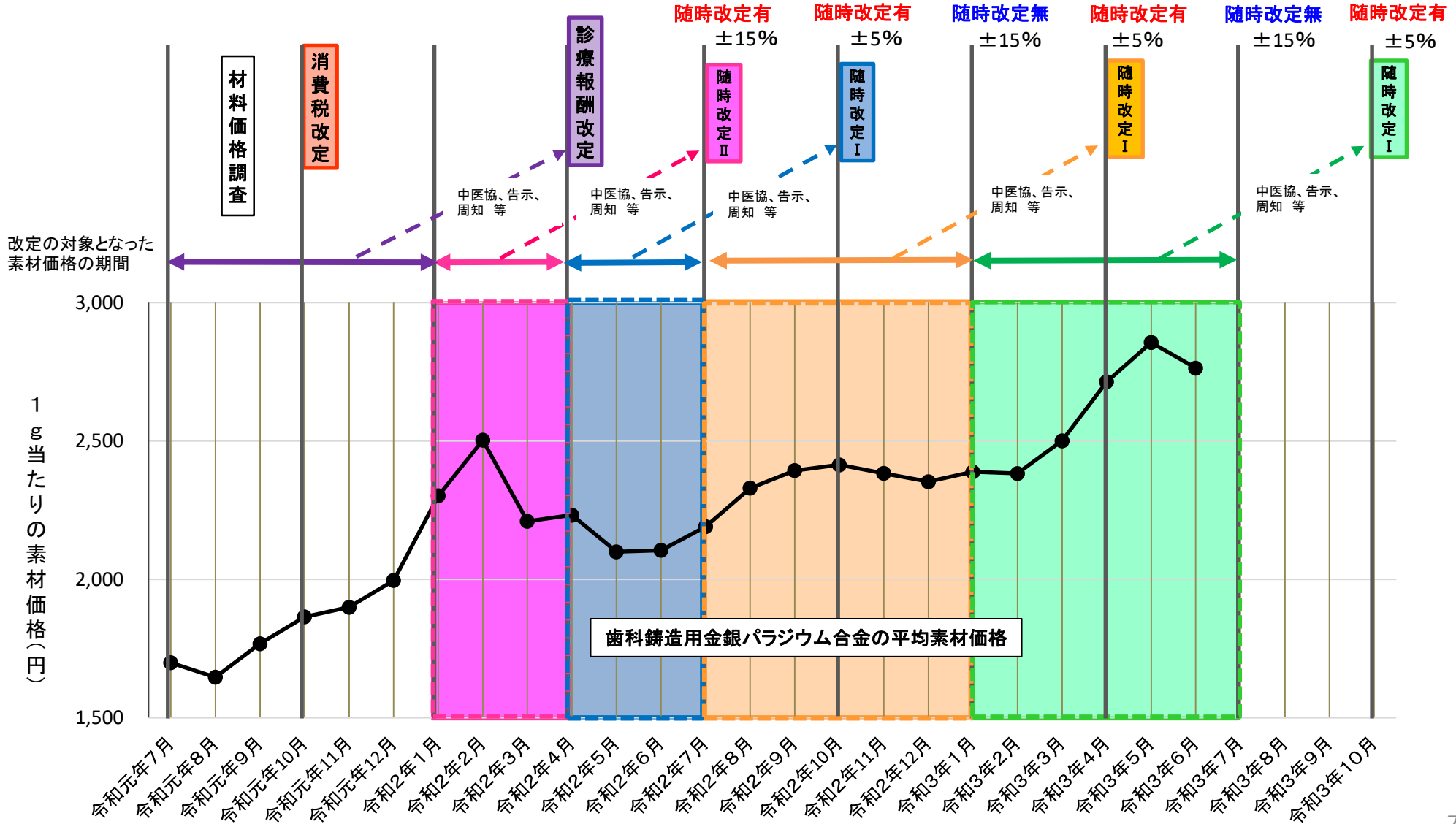


# 歯科用貴金属の告示価格の推移

		告示価格(円)						
		R2年4月 診療報酬 改定	R2年7月 随時改定 II	R2年10月 随時改定 I	R3年1月 随時改定 II	R3年4月 随時改定 I	R3年7月 随時改定 II	R3年10月 随時改定 I
2	歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用 (JIS適合品)	4,374		4,766		5,204		
3	歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用 (JIS適合品)	4,658		5,050		5,488		
4	歯科用14カラット金合金鉤用線 (金58.33%以上)	5,030		5,422		5,860		
5	歯科用14カラット合金用金ろう (JIS適合品)	4,590		4,982		5,420		
6	歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上JIS適合品)	2,083	2,662	2,450		2,668		2,951
10	歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上JIS適合品)	2,765	3,227					
11	歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満JIS適合品)	123			130		145	
12	歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上JIS適合品)	151			163			
13	歯科用銀ろう (JIS適合品)	255						

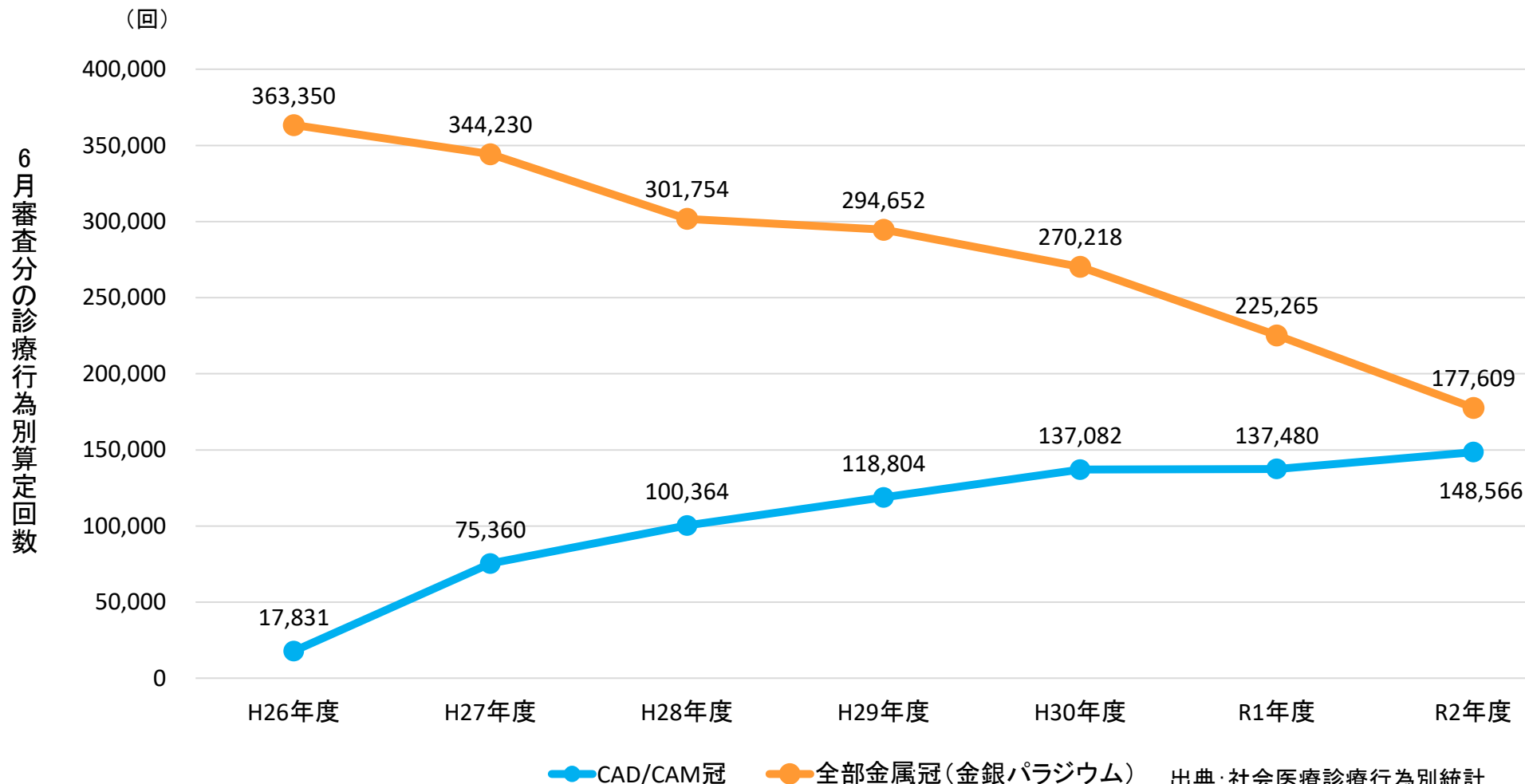
# 最近の歯科用貴金属材料の基準材料価格改定の状況について

## (例) 歯科鑄造用金銀パラジウム合金



## 小臼歯におけるCAD/CAM冠と全部金属冠の算定回数の比較

○ 小臼歯における全部被覆冠の算定回数の経年変化を比較すると、金銀パラジウム合金は減少傾向であるのに対し、CAD/CAM冠は増加傾向となっている。



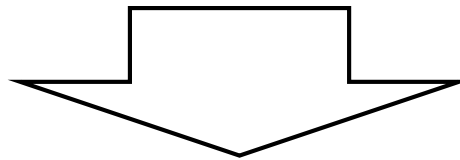
※ 全部金属冠にはブリッジの支台装置も含まれる。

※ CAD/CAM冠は第二大臼歯及び一部の第一大臼歯は保険適用となっていない。



# 歯科用貴金属材料の基準材料価格改定の論点

- ・ 歯科用貴金属(金銀パラジウム合金等)については、その素材である貴金属が市場価格の変動の影響を受けやすいことから、通常2年に1度の市場実勢価格に基づく診療報酬改定に加え、対象期間の平均素材価格の差を算出し、価格の変動幅が一定以上の場合に随時改定を実施している。
- ・ 令和2年度には、歯科用貴金属の価格の乱高下に、速やかに対応できないとの指摘を受け、従来の4月、10月の随時改定(変動幅±5%を超えた場合)に加え、1月、7月にも随時改定(変動幅±15%を超えた場合)を行うように見直しを行った。
- ・ 頻回な告示価格の改定により生じる医療機関におけるシステム改修等の事務負担にも配慮し、1月、7月の随時改定における変動幅は±15%を超えた場合とした。



## 【論点】

- 歯科用貴金属材料の基準材料価格改定についてどのように考えるか。